

我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付要綱（令和4年告示第212号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者等)</p> <p>第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年4月から同年7月までの間に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを実施し、かつ、同年11月1日において休止していない障害児通所支援事業所とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金交付要綱（令和4年告示第264号）の規定による我孫子市社会福祉施設感染症対策支援金の交付を受けている者に対しては、支援金を交付しない。</p> <p>(支援金の額)</p> <p>第3条 支援金の額は、10万円とする。ただし、自動車による利用者の送迎を実施しなかった者にあつては6万円とする。</p> <p>(交付の申請)</p>	<p>(交付対象者等)</p> <p>第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和4年4月から同年7月までの間に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを実施し、かつ、同年9月1日において休止していない障害児通所支援事業所とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、失効前の我孫子市社会福祉施設総合緊急対策支援金交付要綱（令和4年告示第162号）の規定による我孫子市社会福祉施設総合緊急対策支援金の交付を受けている者に対しては、支援金を交付しない。</p> <p>(支援金の額)</p> <p>第3条 支援金の額は、5万円とする。ただし、自動車による利用者の送迎を実施しなかった者にあつては3万円とする。</p> <p>(交付の申請)</p>

<p>第4条 支援金の交付を受けようとする者は、我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付申請書（様式第1号）を令和5年1月31日までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 支援金の交付を受けようとする者は、我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金交付申請書（様式第1号）を令和4年11月30日までに市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>2 略</p> <p>附 則</p>
<p>1 略</p> <p>（失効）</p>	<p>1 略</p> <p>（失効）</p>
<p>2 この告示は、令和5年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>2 この告示は、令和4年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定により交付の決定を受けた者に係る第7条に規定する交付の決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。</p>

様式第1号中「5万円」を「10万円」に、「3万円」を「6万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に我孫子市障害児通所支援事業所総合緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けた者が、施行日以後に支援金の交付を受けようとするときにおける第4条第2項の規定の適用については、施行日前に支援金の交付を受けたことは、同項に規定する支援金の交付の回数に含まれないものとする。